

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

北海道枝幸高等学校 令和5年（2023年）4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

枝幸高等学校
いじめ防止基本方針
(概要)
全文は学校HPを
御覧下さい。

本校では「学校いじめ防止基本方針」を策定し対策組織を設置しています。いじめは、冷やかしかからかいなどのほか、スマホなどを使用した嫌がらせや、暴力行為に及ぶものもあり、学校だけでは対応が難しい場合もあります。また、いじめをきっかけに不登校になったり、自らの命を絶ってしまったりと、深く傷つき悩んでいる生徒もいます。いじめの問題の対応は学校として大きな課題です。生徒たちが意欲をもち、安心して高校生活を送れるようにいじめ防止に向けた指導体制を定め、いじめ未然防止に取り組んでいます。

枝幸高等学校
いじめ未然防止委員
会の役割や活動

生徒指導部長、各学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラーで構成され、いじめの未然防止を図っています。また、学級担任や部活動顧問などだけで対応することなく教職員それぞれが役割を担い組織的に対応する校内体制を整えています。いじめ未然防止のため、学業指導、ホームルーム活動や教育相談の充実を図り、必要に応じて面談等を実施し、いじめの早期発見に取り組んでいます。いじめ行為が、軽度や短期間であっても本人の不安に寄り添い、対応し、生徒の安全確保の徹底を図ります。

枝幸高等学校の
いじめ防止
プログラムの活動

枝幸高校ではいじめ防止基本方針を作成・見直し、いじめアンケート調査の結果確認や教員・養護教諭からの情報の整理・分析を行い、いじめが疑われる案件の事実確認・判断、要配慮生徒への支援方針の策定等を行っています。また、コミュニケーショントレーニングや情報モラル講座、生徒指導部通信等のいじめ未然防止に繋がる活動と年間を通じてスクールカウンセラーによる教育相談等を実施し、一年を通して途切れなくいじめの未然防止に努めています。

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和5年度の枝幸高等学校のいじめ未然防止委員会担当は、管原です。

連絡先 0163-62-1169 (学校代表電話)

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター (電 話)	0120-3882-56	毎日 24 時間
(メール)	sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター (電 話)	011-612-5030	祝日・年末年始を除く 平日 9～12 時 12～17 時
(メール)	tokucensodan@hokkaido-c.ed.jp	
宗谷教育局教育相談電話 (電 話)	0162-33-7630	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例
やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果
などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ



子ども相談支援
センターイメー
ジキャラクター